吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社引越し侍（甲、住所愛知県名古屋市西区牛島町六番一号）に対して当社の引越し比較サービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十月一日であり、当社は会社法第七八四条第三項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十五年八月二十六日

愛知県名古屋市西区牛島町六番一号

株式会社エイチーム

代表取締役　林　高生

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社エイチーム（乙、住所愛知県名古屋市西区牛島町六番一号）の中古車一括査定サービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十月一日であり、当社は会社法第七九六条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十五年八月二十六日

愛知県名古屋市西区牛島町六番一号

株式会社エイチームライフスタイル

代表取締役　間瀬　文雄

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社エイチーム（乙、住所愛知県名古屋市西区牛島町六番一号）の引越し比較サービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十月一日であり、当社は会社法第七九六条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十五年八月二十六日

愛知県名古屋市西区牛島町六番一号

株式会社引越し侍

代表取締役　熊澤　博之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部である関西エリアを主とするプロパティマネジメント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十九日

掲載頁　一〇六頁（号外第一二九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十九日

掲載頁　一〇六頁（号外第一二九号）

平成二十五年八月二十六日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一一番四号

（甲）株式会社ザイマックスプロパティズ関西

代表取締役　尹　聖仁

東京都港区赤坂一丁目一番一号

（乙）株式会社ザイマックスキューブ

代表取締役　東浦　定宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部である関西エリアを主とするビルメンテナンス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十九日

掲載頁　一〇六頁（号外第一二九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十八日

掲載頁　二七三頁（号外第一三九号）

平成二十五年八月二十六日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一一番四号

（甲）株式会社ザイマックスプロパティズ関西

代表取締役　尹　聖仁

東京都千代田区永田町二丁目四番二号

（乙）株式会社ザイマックスビルマネジメント

代表取締役　吉本　健二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部である関西エリアを主とするプロパティマネジメント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十九日

掲載頁　一〇六頁（号外第一二九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十八日

掲載頁　二七三頁（号外第一三九号）

平成二十五年八月二十六日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一一番四号

（甲）株式会社ザイマックスプロパティズ関西

代表取締役　尹　聖仁

東京都中央区築地一丁目一三番一〇号

（乙）株式会社ザイマックスアクシス

代表取締役　辛島　秀夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部である九州エリアを主とするプロパティマネジメント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十八日

掲載頁　二七三頁（号外第一三九号）

平成二十五年八月二十六日

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目七番二二号

（甲）株式会社ザイマックスプロパティズ九州

代表取締役　白川　尚樹

東京都中央区築地一丁目一三番一〇号

（乙）株式会社ザイマックスアクシス

代表取締役　辛島　秀夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部である九州エリアを主とするプロパティマネジメント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十六日

掲載頁　一三一頁（号外第一三六号）

平成二十五年八月二十六日

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目七番二二号

（甲）株式会社ザイマックスプロパティズ九州

代表取締役　白川　尚樹

東京都港区赤坂一丁目一番一号

（乙）株式会社ザイマックスキューブ

代表取締役　東浦　定宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部である九州エリアを主とするビルメンテナンス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十八日

掲載頁　二七三頁（号外第一三九号）

平成二十五年八月二十六日

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目七番二二号

（甲）株式会社ザイマックスプロパティズ九州

代表取締役　白川　尚樹

東京都千代田区永田町二丁目四番二号

（乙）株式会社ザイマックスビルマネジメント

代表取締役　吉本　健二